

中部電力株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、中部電力株式会社と称する。英文では、CHUBU ELECTRIC POWER COMPANY, INCORPORATED と記す。

(目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- 1 電気事業
- 2 エネルギー関連の機械器具及び設備の製造、販売、賃貸、修理、運転及び保守
- 3 蒸気、温水、冷水等の熱供給に関する事業
- 4 エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送
- 5 電気通信事業法に定める電気通信事業
- 6 各種情報の収集、分析、処理、加工、提供及び販売に関する事業、放送事業並びに広告事業
- 7 データプラットフォーム事業
- 8 コミュニティサポートインフラ事業
- 9 ガス事業
- 10 不動産の売買、賃貸及び管理
- 11 土木建築工事その他建設工事全般に関する企画、設計、監理、施工及びマネジメント
- 12 老人ホーム事業及び介護サービス事業
- 13 産業廃棄物、一般廃棄物の処理及び再利用並びにその再生品の販売
- 14 エネルギー利用、環境及び前各号に関する調査、エンジニアリング及びコンサルティング
- 15 農産物の生産、加工及び販売
- 16 法人及び個人向け各種支援サービスの提供及び斡旋
- 17 会員向け優待サービスの提供及び斡旋
- 18 銀行代理業、電子決済等代行業その他金融サービス業
- 19 割賦販売法による前払式特定取引及び信用購入あっせんその他決済代行業
- 20 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行、資金移動業及び暗号資産交換業
- 21 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険募集業その他保険媒介代理業、保険サービス業
- 22 前各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときは、中日新聞及び日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は11億9,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の株主は、本会社の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、公告する。
- ③ 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。

(株式の取扱)

第12条 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等並びに手数料については、すべて本会社の定めるところによる。

(基準日)

第13条 本会社は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項その他定款に定めのある場合のほか必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出するものとする。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録するものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第20条 本会社に取締役20人以内を置く。

(選 任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の構成及び招集)

第23条 取締役会は、取締役をもって構成する。

② 取締役会は、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

③ 取締役会の招集通知は、会日から2日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

④ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の決議事項)

第25条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、取締役会において定める事項を議決する。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

② 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録するものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

② 取締役会の決議をもって、社長1人を置き、なお、会長その他の役付取締役を置くことができる。

(社長の業務執行)

第29条 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を統括する。

② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

(会 長)

第30条 会長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。

② 会長を置いた場合には、社長は、会社の業務の執行を統括する。この場合には、第14条、第16条、第23条及び第24条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(相談役及び顧問)

第31条 本会社は、取締役会の決議をもって、相談役及び顧問若干人を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第33条 本会社に監査役7人以内を置く。

(選 任)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(監査役会の構成及び招集)

第36条 監査役会は、監査役をもって構成する。

② 監査役会の招集通知は、会日から2日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。

(監査役会の決議事項)

第37条 監査役会は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役会において定める事項を議決する。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録するものとする。

(常勤監査役、常任監査役)

第40条 監査役会の決議をもって、常勤の監査役を選定する。

② 監査役会の決議をもって、常任監査役若干人を置くことができる。

(監査役の責任免除)

第41条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第42条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 本会社は、株主総会の決議をもって、3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払うものとする。

② 本会社は、取締役会の決議をもって、9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を支払うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第44条 期末配当金及び中間配当金が、それぞれその支払開始の日から起算し、5年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れるものとする。